

「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」中一部改正

○ 別表を横線のとおり改める。

(別表)

当座預金取引の相手方に関する選定基準細目

1. 略 (不変)

2. 略 (不変)

	イ. 銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会および労働金庫連合会	ロ. 外国銀行支店	ハ. 金融商品取引業者 (外国金融商品取引業者においては、在日拠点全体の合算額で判断する)	ニ. 資金清算機関および金融商品取引清算機関 (金融商品取引法第 2 条に定める金融商品債務引受業を行う金融商品取引所を含む。)	ホ. 銀行協会
自己資本の充実	<p>(申出者が既に初回の決算を行っている場合)</p> <p>(1) 略 (不変)</p> <p>(2) 略 (不変)</p> <p>(3) 申出者が外国連結親会社 (申出者 <u>外国銀行支店にあつては、申出者を有</u></p>	<p>(申出者を有する外国銀行が既に初回の決算を行っている場合)</p> <p>(1) 当座預金取引の開始を申出た外国銀行支店 (本欄において以下「申出者」という。) を有する外国銀行につき、その母国において「<u>バーゼルIII：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み</u>」(2010年12月バーゼル銀行監督委員</p>	<p>(申出者が既に初回の決算を行っている場合)</p> <p>(1) } ↓ } 略 (不変) (4) }</p> <p>(5) 申出者が川上連結先である場合には、(1)、(2) および (3) に加え、<u>その最終指定親会社につき、資本バツファー比率が、法令により定められた水準を満たすこと。</u></p>	略 (不変)	略 (不変)

<p>する外国銀行)を連結子会社とする外国法人であって、その母国において「バーゼルIII:より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」(2010年12月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼルIII」という。)、 「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(1988年7月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼルI」という。)または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化:改訂された枠組」(2004年6月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼルII」という。)に基づき定められた規制の適用を受けるものをいう。以下同じ。)を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国においてバーゼルIIIに基づき定められた規制の適用を受けるときは、(1)および(2)に加え、当該規制により算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、直前の決算期末において、普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上であること。また、当該外国連結親会社の母国の法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(4) 申出者が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国においてバーゼルIまたはバーゼルIIに基づき定められた規制の適用を受けるときは、(1)および(2)に加え、当該外国連結親会社が現に適用を</p>	<p>会)バーゼルIIIに基づき定められた規制の適用を受ける場合、当該規制により算出された自己資本比率が直前の決算(中間決算を含む。本欄において以下同じ。)期末において、普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上であること。また、当該外国銀行の母国の法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(2) 申出者を有する外国銀行につき、その母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(1988年7月バーゼル銀行監督委員会)バーゼルIまたは「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化:改訂された枠組」(2004年6月バーゼル銀行監督委員会)バーゼルIIに基づき定められた規制の適用を受ける場合、当該外国銀行が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が直前の決算期末において、8%以上であること。</p> <p>(3) 略(不変)</p> <p>(4) 申出者を有する外国銀行が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国においてバーゼルIIIに基づき定められた規制の適用を受けるときは、(1)、(2)または(3)に加え、当該規制により算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、直前の決算期末において、普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本</p>	<p>(6) 申出者が外国金融商品取引業者である場合において、当該申出者につき、その母国においてバーゼルIIIに基づき定められた規制の適用を受けるときは、(1)、(2)および(3)に加え、当該規制により算出された自己資本比率が、直前の決算期末において、普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上であること。また、当該申出者の母国の法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(7) 申出者が外国金融商品取引業者である場合において、当該申出者につき、その母国においてバーゼルIまたはバーゼルIIに基づき定められた規制の適用を受けるときは、(1)、(2)および(3)に加え、当該申出者が現に適用を受けるものにより算出された当該申出者の自己資本比率が、直前の決算期末において、8%以上であること。</p> <p>(8) 申出者が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国においてバーゼルIIIに基づき定められた規制の適用を受けるときは、(1)、(2)、(3)および(6)または(7)に加え、当該規制により算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、直前の決算期末において、普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上であること。また、当該外国連結親会社の母国の法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(9) 申出者が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国においてバーゼルIまたはバーゼルIIに基づき定められた規制の適用を受けるときは、(1)、(2)、(3)および(6)または(7)に加え、当該外国連結親会社が現に適用を受けるものにより</p>		
--	--	--	--	--

	<p>受けるものにより算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、直前の決算期末において、8%以上であること。</p> <p>(3-5) (1) およびから (2-3) までにおいて、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(1) または、(2) または (3) に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。</p> <p>(4-6) (1) または、(2)、(3) または (4) の要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、当該直前の決算期末以降の状況変化により信用力に問題が生じているときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p>	<p>本比率8%以上であること。また、当該外国連結親会社の母国の法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(5) 申出者を有する外国銀行が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国においてバーゼルIまたはバーゼルIIに基づき定められた規制の適用を受けるときは、(1)、(2) または (3) に加え、当該外国連結親会社が現に適用を受けるものにより算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、直前の決算期末において、8%以上であること。</p> <p>(4-6) (1) および、(3) および (4) において、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(1) または、(3) または (4) に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。</p> <p>(5-7) 申出者が(1)、(2) または、(3)、(4) または (5) の要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、当該直前の決算期末以降の状況変化により信用力に問題が生じているときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p>	<p>算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、直前の決算期末において、8%以上であること。</p> <p>(6-10) (5)、(6) および (8) において、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(5)、(6) または (8) に定める要件を満たすものとみなす。</p> <p>(11) (1) または (2) において、直前の決算期末における自己資本規制比率が140%以上200%未満の場合であっても、申出者が川上連結先またはグローバルなシステム上重要な銀行(法令(外国連結親会社にあつては、その母国の法令)により資本バッファ規制が適用される先に限る。)の連結子会社であつて、自己資本規制比率が200%以上に着実に改善すると認められるときは、当該直前の決算期末における自己資本規制比率が200%以上であるとみなす。</p> <p>但し、申出者が外国連結親会社を有する場合には、当該外国連結親会社が日本銀行に対し、自己資本規制比率を200%以上に着実に改善させる旨を約したときのみ、この取扱いを行う(当該外国連結親会社の信用力に問題がある場合には要件を満たすものとして取扱わない)。</p> <p>(7-12) (1)、(2)、(3) または (5) から (9) まで((4) を除く。) の要件を充足している場合であっても、各項が定める自己資本規制比率、営業損益または資本バッファ比率の水準が一時的なものであると認められるとき、当該直前の決算期末以降の状況変化により信用力に問題が生じているときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p> <p>(8-13) 略(不変)</p> <p>(9-14) 略(不変)</p>		
--	---	---	--	--	--

			<p>—(10)—(1)において、直前の決算期末における自己資本規制比率が150%以上200%未満の場合であっても、申出者が外国金融商品取引業者であって、その支配会社が日本銀行に対し、申出者が日本銀行に対して負う一切の債務を保証する旨（本欄において以下「債務保証」という。）を約したときは、当該直前の決算期末における自己資本規制比率が200%以上であるとみなす。</p> <p>但し、申出者がこの要件を充足している場合であっても、当該支配会社の信用力に問題があるときまたは（8）の取扱いを行うときはこの取扱いを行わない。</p>		
	<p>(申出者が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合)</p> <p>(1) 略（不変）</p> <p>(2) 略（不変）</p> <p><u>(3) 申出者が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により自己資本比率に関する規制の適用を受けるときは、</u></p> <p><u>(1) および(2)に加え、申出者が提出する開業後3年間の決算（年度決算に限る。）期末の外国連結親会社の自己資本比率の見込み計数および資本バッファー比率の見込み計数（当該外国連結親会社が上欄の(4)に該当する場合を除く。）が、各決算（年度決算に限る。）期末毎に、上欄の(3)または(4)の要件を充足していること。</u></p> <p>(3.4) (1) およびから (2.3) までにおいて、資本バッファー比率の見込み</p>	<p>(申出者を有する外国銀行が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合)</p> <p>(1) 略（不変）</p> <p><u>(2) 申出者を有する外国銀行が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により自己資本比率に関する規制の適用を受けるときは、</u></p> <p><u>(1)に加え、申出者が提出する開業後3年間の決算（年度決算に限る。）期末の外国連結親会社の自己資本比率の見込み計数および資本バッファー比率の見込み計数(当該外国連結親会社が上欄の(5)に該当する場合を除く。)が、各決算（年度決算に限る。）期末毎に、上欄の(4)または(5)の要件を充足していること。</u></p> <p>(2.3) (1) および(2)において、資本バッファー比率の見込み計数が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると</p>	<p>(申出者が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合)</p> <p>(1) 略（不変）</p> <p>(2) 申出者が川上連結先である場合には、(1)に加え、その最終指定親会社につき、申出者が提出する開業後3年間の決算（年度決算に限る。）期末の資本バッファー比率の見込み計数が、各決算（年度決算に限る。）期末毎に、上欄の(5)に定める要件を充足していること。</p> <p><u>(3) 申出者が外国金融商品取引業者である場合において、当該申出者につき、その母国の法令により自己資本比率に関する規制の適用を受けるときは、(1)および(2)に加え、申出者が提出する開業後3年間の決算（年度決算に限る。）期末の申出者の自己資本比率の見込み計数および資本バッファー比率の見込み計数（当該申出者が上欄の(7)に該当する場合を除く。）が、各決算（年度決算に限る。）期末毎に、上欄の(6)または(7)の要件を充足していること。</u></p> <p><u>(4) 申出者が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により自己資本比率に関する規制の適用を受けるときは、(1)、(2)</u></p>	<p>略（不変）</p>	

<p>計数が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(1) または、(2) または (3) に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。</p> <p>(4.5) (1) または、(2) または (3) の要件を充足している場合であっても、当該見込み計数が確実でないと認められるときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p>	<p>認められるときは、(1) または (2) に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。</p> <p>(3.4) 申出者が(1) または (2) の要件を充足している場合であっても、当該見込み計数が確実でないと認められるときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p>	<p>および(3)に加え、申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の外国連結親会社の自己資本比率の見込み計数および資本バッファ比率の見込み計数(当該外国連結親会社が上欄の(9)に該当する場合を除く。)が、各決算(年度決算に限る。)期末毎に、上欄の(8)または(9)の要件を充足していること。</p> <p>(3.5) (2) から(4)までにおいて、資本バッファ比率の見込み計数が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(2)、(3) または (4) に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。</p> <p>(4.6) 申出者が(1) または、(2)、(3) または (4) の要件を充足している場合であっても、当該見込み計数が確実でないと認められるときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p>			
		<p>—(申出者が金融商品取引業者(外国金融商品取引業者を除く。)であって、組織再編により外国金融商品取引業者の在日拠点の事業の全部を承継する場合)—</p> <p>外国金融商品取引業者が日本銀行の既存の当座預金取引先(その支配会社が日本銀行に対し債務保証を約しているものに限る。本欄において以下「特定当座預金取引先」という。)であり、かつ、上記2. に定める組織再編後の申出者の営業、資産および負債の内容(本欄において以下「営業の内容等」という。)が特定当座預金取引先の営業の内容等と同視しうると日本銀行が判断した場合には、申出者が初回の決算(中間決算を含む。)を行っているか否かにかかわらず、特定当座預金取引先の決算(中間決算を含む。)を申出者が行ったものとみなし、特定当座預金取引先の自己資本規制比率および営業損益の値を申出者の自己資本規制比率および営業損益の値とみなす。</p>			

<p>流動性に 係る健全 性</p>	<p><u>(申出者が既に初回の決算を行っている場合)</u></p> <p>(1) } ┆ } 略 (不変) (3) }</p> <p><u>(4) 申出者が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、</u> <u>(2) および (3) に加え、外国連結親会社に関する流動性カバレッジ比率が、直前の決算期末において、母国の法令により定められた水準を満たすこと。</u></p> <p><u>(4.5) (2) およびから (3.4) まで</u>において、流動性カバレッジ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(2) または、(3) または (4) に定める要件を満たすものとみなす。</p>	<p><u>(申出者を有する外国銀行が既に初回の決算を行っている場合)</u></p> <p><u>(1) 申出者につき、流動性リスク管理が適切でない</u>と認められる特段の事情がないこと。</p> <p><u>(2) 申出者を有する外国銀行につき、その母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、流動性カバレッジ比率が、直前の決算 (中間決算を含む。本欄において以下同じ。) 期末において、母国の法令により定められた水準を満たすこと。</u></p> <p><u>(3) 申出者を有する外国銀行が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、</u> <u>(2) に加え、外国連結親会社に関する流動性カバレッジ比率が、直前の決算期末において、母国の法令により定められた水準を満たすこと。</u></p> <p><u>(4) (2) および (3) において、流動性カバレッジ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(2) または (3) に定める要件を満たすものとみなす。</u></p>	<p><u>(申出者が既に初回の決算を行っている場合)</u></p> <p>(1) 略 (不変)</p> <p><u>(2) 申出者が川上連結先である場合には、その最終指定親会社につき、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、流動性カバレッジ比率が、直前の決算 (中間決算を含む。本欄において以下同じ。) 期末において、法令により定められた水準を満たすこと。</u></p> <p><u>(3) 申出者が外国金融商品取引業者である場合において、当該申出者につき、その母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、(2) に加え、流動性カバレッジ比率が、直前の決算期末において、母国の法令により定められた水準を満たすこと。</u></p> <p><u>(4) 申出者が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、(2) および (3) に加え、外国連結親会社に関する流動性カバレッジ比率が、直前の決算期末において、母国の法令により定められた水準を満たすこと。</u></p> <p><u>(3.5) (2) から (4) までにおいて、流動性カバレッジ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(2)、(3) または (4) に定める要件を満たすものとみなす。</u></p>	<p>略 (不変)</p>	<p>略 (不変)</p>
----------------------------	---	--	---	---------------	---------------

	<p>(申出者が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合)</p> <p>(1) } ↓ } 略(不変) (3) }</p> <p>(4) 申出者が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、</p> <p>(2) および(3)に加え、申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の外国連結親会社の流動性カバレッジ比率の見込み計数が、各決算(年度決算に限る。)期末毎に、母国の法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(4.5) (2) および(3.4) までにおいて、流動性カバレッジ比率の見込み計数が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(2) または、(3) または(4) に定める要件を満たすものとみなす。</p>	<p>(申出者を有する外国銀行が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合)</p> <p>(1) 申出者につき、流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。</p> <p>(2) 申出者を有する外国銀行につき、その母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の流動性カバレッジ比率の見込み計数が、各決算(年度決算に限る。)期末毎に、母国の法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(3) 申出者を有する外国銀行が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、</p> <p>(2)に加え、申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の外国連結親会社の流動性カバレッジ比率の見込み計数が、各決算(年度決算に限る。)期末毎に、母国の法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(4) (2) および(3)において、流動性カバレッジ比率の見込み計数が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(2) または(3) に定める要件を満たすものとみなす。</p>	<p>(申出者が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合)</p> <p>(1) 略(不変)</p> <p>(2) 申出者が川上連結先である場合には、その最終指定親会社につき、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の流動性カバレッジ比率の見込み計数が、各決算(年度決算に限る。)期末毎に、法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(3) 申出者が外国金融商品取引業者である場合において、当該申出者につき、その母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、(2)に加え、申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の流動性カバレッジ比率の見込み計数が、各決算(年度決算に限る。)期末毎に、母国の法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(4) 申出者が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、(2) および(3)に加え、申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の外国連結親会社の流動性カバレッジ比率の見込み計数が、各決算(年度決算に限る。)期末毎に、母国の法令により定められた水準を満たすこと。</p> <p>(3.5) (2) から(4) までにおいて、流動性カバレッジ比率の見込み計数が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(2) 、(3) または(4) に定める要件を満たすものとみなす。</p>		
--	--	---	---	--	--

集中決済制度の安定性および効率性	略（不変）				
市場プレゼンス	略（不変）	略（不変）	<p>（申出が営業開始日の1年3ヶ月後の日の属する月以降<当該月を含む。>に行われた場合）</p> <p>略（不変）</p> <p>（申出が営業開始日の3ヶ月後の日の属する月以降<当該月を含む。>1年2ヶ月後の日の属する月以前に行われた場合）</p> <p>略（不変）</p> <p>（申出者が新たに営業を開始しようとする場合または申出が営業開始日の2ヶ月後の日の属する月以前に行われた場合）</p> <p>略（不変）</p> <p>（申出者が金融商品取引業者（外国金融商品取引業者を除く。）であって、組織再編により外国金融商品取引業者の在日拠点の事業の全部を承継する場合）</p> <p>上記2. に定める組織再編後の申出者の営業の内容等が特定当座預金取引先の営業の内容等と同視しうると日本銀行が判断した場合には、申出者が既に営業を開始しているか否かにかかわらず、特定当座預金取引先の営業開始および公社債売買を申出者が行ったものとみなす。</p>	略（不変）	略（不変）